

# 大切な家畜を病気から守るために、あなたができること 「飼養衛生管理基準」を守りましょう！

## 飼養衛生管理基準とは

「飼養衛生管理基準」とは、家畜を飼養するうえで畜主が守るべき10の基準を法律(家畜伝染病予防法12条の3)で定めているものです。これは、「**家畜、畜舎設備等を清潔に保ち、家畜が健康を保てるような対策を実施しましょう!**」ということであり、内容は以下のとおりです。

## 10の基準

畜舎と器具の清掃を定期的に行い、家畜や作業衣・靴を清潔にすること
畜舎出入り時には、伝染病の侵入を防止するために手指、作業衣・靴等を消毒すること
飼料や水に家畜、ネズミ、野鳥等の排泄物などを混入させないこと
導入家畜は異常がないことを確認するまで、他の家畜と隔離すること
外部者の車輛が農場に出入りする際には、当該車輛を消毒すること
野生動物(ネズミ、野鳥等)の侵入防止対策や衛生害虫(ハエ、蚊等)の駆除をすること
家畜を出荷または移動する際には、当該家畜の健康状態を確認すること
家畜の健康状態を観察し、異常を発見した際には獣医師の診察を受けること
家畜の健康に影響を及ぼさないよう過密飼養をしないこと
家畜伝染病の発生予防に関する知識の習得に努めること

## 特に気をつけるポイント！

基準 (畜舎に出入りする際の対策)	基準 (新たに家畜を導入する際の対策)	基準 (関係車輛が農場に出入りする際の対策)
<b>踏み込み消毒槽の設置等</b>	<b>導入家畜の一時的隔離</b>	<b>農場立ち入り車輛の消毒等</b>
<p>【踏み込み消毒槽】</p>  <p>【消毒マット】</p> 	<p>【隔離施設】</p> 	<p>【車輛消毒】</p>  <p>【消石灰散布】</p> 

いずれも病気を  
持ち込まない  
ための対策です

上記以外の基準も重要ですので、併せて対応ください。



### 【問い合わせ先】

岩手県中央家畜保健衛生所

電話:019(688)4111 ファクス:019(688)4012

# 口蹄疫の発生に備え、偶蹄類家畜の飼養農家等への出入りを記録しましょう！

## 訪問者側

獣医師(家保、共済等を含む。)  
家畜人工授精師  
営農指導員(市場上場、家畜登録、牛群検定、去勢、その他の目的で訪問した人・車両を含む。)  
関係機関・団体職員  
(国・地方公共団体・法人)  
削蹄師  
家畜商(家畜運搬車)  
酪農・畜産ヘルパー  
集乳業者(ローリー)  
飼料運搬車  
(コントラクターを含む)  
農機具・畜産資材・機材販売(メンテナンス)業者(動物医薬品・肥料・種苗販売業者を含む。)  
糞尿・たい肥運搬業者  
家畜死体収集運搬業者



毎日の訪問記録を  
順路、時間ごとに  
記録しましょう



## 業務日誌(月日)

9:00 ~ 9:30 A 農家

10:00 ~ 10:30 B フーム

## 飼養管理日誌(月日)

### 訪問者

9:00 ~ 9:30 D 授精師

13:00 ~ 14:30 E 獣医師

11:00 ~ 11:30 F 飼料会社

### 訪問先

12:00 ~ 13:30 F 農家

15:00 ~ 16:00 G 牧場

## 牛、豚、綿山羊の飼養者側

畜産農家(従業員を含む。)  
牧場(観光牧場を含む。)  
放牧地、預託施設の管理者  
関係機関・団体等(試験研究機関、教育機関、動物園)

左の訪問者の  
出入りを記録  
しましょう

誰が農場に出入りした  
か記録しましょう。

自らが訪問した偶蹄類  
家畜の飼養場所を記録し  
ましょう。



口蹄疫ウイルスは家畜、人、車両、生産資材などを介して伝播します。  
記録があれば、関係者の動きをすばやく把握することができ、まん延防止に役立ちます。

お問合せ先: 岩手県中央家畜保健衛生所 電話 019 - 688 - 4111

